

2019年11月15日  
(2020年1月26日修正)

## 大学図書館問題研究会五十周年記念事業「シンボルマーク」募集要項

大学図書館問題研究会  
五十周年記念事業  
大学図書館問題研究会の  
名称に係る検討小委員会

### 1. 募集の趣旨

大学図書館問題研究会(略称:大図研)は2020年に創立五十周年を迎えます。創立以来、現場の図書館員を中心に自主的かつ実践的な研究団体として、共通の問題や悩みを抱える全国の仲間と交流し、図書館員の力量向上のために学習と研究を重ね、その成果を実践で確かめながら前進してきました。

創立五十周年をひとつの画期として、次の50年に向けて様々な記念事業を実施してまいりますが、そのひとつとして、大図研の特色を大学図書館関係者のみならず、広く図書館関係者に、また社会にアピールし親近感をいただけていただけるような、親しみやすく素敵な「シンボルマーク」を募集いたします。みなさまの応募をお待ちしております。

### 2. 募集内容

大図研の個性をイメージし、親しみやすく素敵な「シンボルマーク」を募集します。

### 3. 応募期間

2019年11月15日から~~2019年12月31日まで~~。2020年2月29日(土)まで延長します(2020年1月26日修正)。

### 4. 応募資格

大学図書館問題研究会の会員でしたら、どなたでも応募できます。

### 5. 応募要件

- (1) 応募作品は他で流通しているシンボルマークと類似のものではない、オリジナルかつ未発表のものに限ります。
- (2) 著作権、商標権等が抵触しないよう、ご確認の上ご応募ください。
- (3) 彩色は自由ですが、印刷等の都合で実際に使用した際に同じ発色とならない可能性があります。制作の際はモノクロ・カラーでの印刷、縮小拡大加工も考慮してください。
- (4) 応募はひとり1点までとします。
- (5) 日本工業規格 A4 版の白色用紙を縦長で使用し、上下左右各 3cm の余白をとった範囲内にデザインし、余白に上下が分かるように記載してください。
- (6) デジタルデータで応募する場合は 50MB 以下、解像度 350dpi 程度の bmp/TIF/jpeg/GIF/png ファイルで提出してください。

(7) 応募作品のオリジナルデータはシンボルマーク決定までお手元に保管してください。

## 6. 送付先

大図研ウェブサイトから応募用紙をダウンロードし、必要事項を記入した上で、郵送または電子メールにて送付してください。郵送は簡易書留で送付してください。当日消印有効とします。電子メールでの応募は締切日までに必着とします。電子メールでの応募については事務局より受領の返信を送ります。メール送信後、48時間経っても返信がない場合は再度ご連絡ください。

### 応募作品送り先

#### ・郵送

963-8503 郡山市開成 3-25-2  
郡山女子大学短期大学部 和知剛 宛  
電話 024(932)4848

#### ・電子メール

dtk50-dtk@daitoken.com

## 7. 選考方法

大学図書館問題研究会常任委員会が予備選考した結果に基づき、シンボルマークに採用される最優秀作品を大学図書館問題研究会全国委員会にて選考の上決定します。選考過程は最優秀作品の発表にあわせて、議事要録を大学図書館問題研究会会報「大学の図書館」に公開する予定です。

## 8. 表彰

2020年9月に開催を予定している大学図書館問題研究会全国大会にて最優秀作品および次点作品を表彰し、副賞を贈呈します。その後会報「大学の図書館」および大図研ウェブサイトに掲載する予定です。

## 9. シンボルマークの使用

- (1) 採用された最優秀作品は、大図研の活動において大図研会員および地域グループ、研究グループ等が会報、会誌、全国大会、大図研オープンカレッジ(DOC)、地域グループ活動等、多岐に渡って使用できるものとします。ただし、使用に際しては大図研事務局に使用前に届け出ることを条件とします。
- (2) 会員以外の方によるシンボルマークの使用は原則禁止とします。
- (3) シンボルマークを使用する際に必要な規程、マニュアル類は最優秀作品の決定後、別途作成するものとします。

## 10. その他

- (1) 応募作品は返却しません。
- (2) 応募に係る費用は応募者の負担とします。
- (3) 最優秀作品を採用しますが、実際の用途に則して最終的なデザインを改変させていただくことがあります。予めご了承ください。

- (4) 採用作品に関する著作権, 商標登録その他一切の権利は大学図書館問題研究会に帰属するものとします。
- (5) 応募作品に著作権・商標権等の問題が発生した際は, 応募者が責を負うものとします。
- (6) 応募に関する個人情報は, 大学図書館問題研究会五十周年記念事業「シンボルマーク」選定以外には使用しません。最優秀作品受賞者の公表についてはペンネームの使用等相談に応じます。

以上